

# 角田由紀子先生のこと

鈴木利廣

## 1. はじめに

角田由紀子先生が2012年11月に古稀を迎えられました。

いまや、満70才は「古来稀なり」とは言えず、喜寿や傘寿を迎えられた現役職業人も少なくありません。本学を定年退職しても、ジェンダー法学の専門家として研究、教育及び法曹実務に貢献して頂きたいと願っています。

さて、角田先生と私は、本学法科大学院開設時とともに展開先端科目群の実務家専任教授に就任するまでは、あまり接点がありませんでした。しかし、この9年間、ともに実務家専任教授として、専門法曹養成研究教育センターのジェンダー法セクションと医事法セクションの責任者として、また入試業務とともに同じ担当をさせて頂いたことなどで多少の交流をさせて頂きました。そのことから、ジェンダー法学についてほとんど知識のない私が本稿で角田先生を紹介する大役をお引き受けすることになりました。

私はジェンダー法を体系的に学んだ経験がないため、角田流ジェンダー法学を角田先生ご執筆の書籍の一部等から、今般学ばせて頂きました。参考にさせて頂いたものは「性の法律学」（1991年、有斐閣）と「性差別と暴力」（2001年、有斐閣）の他、中高生向けの「人権を考える本（全7巻）——女性と人権（第4巻に収載）」（2001年、岩崎書店）でした。なお、最後の書籍は、私も「医療被害と人権」（第1巻に収載）を執筆させて頂きました。

以下「 」書きでの引用は「性の法律学」の「はじめに」からの引用です。

## 2. 角田先生のご略歴

角田先生のご経歴の詳細は別稿に譲りますが、私や本学同僚の方々の角田先生への関心事である38年間に及ぶ弁護士としての、またジェンダー法学の専門家としての角田先生のご略歴をここにご紹介させていただきます。

角田先生は東京大学文学部を卒業し、「就職にあふれた文科系の女子学生が、何か手に職をつけて資格を取って働こうとしたら、とりあえず司法試験ぐらいしかなかった」として、司法試験を受験・合格して1975年に32才で弁護士登録をいたしました。今で言うところの「純粹未修」です。

「弁護士を選んだのは深い考えがあつてのことでもないし、別段、社会正義と人権擁護活動に生きようと立派な決意をしていたからでもない」と述べておられます。

角田先生が女性の人権について深く考え、研究を開始することになった最初のきっかけは、弁護士3年目、徳島ラジオ商殺人事件の再審請求（1958年懲役13年の実刑判決が確定、1985年再審無罪判決）に関わり、再審請求人である富士茂子さん（1979年死亡）との出会いであったという。事実婚に生き、「男に依存しない強さと男を愛するしなやかな心を併せ持った女性」富士茂子さんが、裁判記録の中で「女はみな正妻の座を求めて嫉妬に狂うのだとばかりの犯行動機を捏造」されていることに気づき、「法律が男性のものであることを思い知らされた」とのことです。

更に、1986年から関わり始めた「東京・強姦救援センター」のアドバイザーの業務が研究を更に加速させたようです。

「相談や事件と対応していくうちに、強姦という形での女性の人権侵害の実態を密封してきた力がだんだんとわかってきたし、『性』が女性抑圧の道具として活用されてきた歴史も学ばされた。それと同時に、いかに自分の中に『男社会の思想』が居座っているかも突きつけられた」と述べています。

そして、1980年以降、日弁連や東京弁護士会の女性の権利委員会委員を歴

任され、1991年に「性の法律学」(有斐閣)を出版され、その頃には弁護士界では女性の人権に関する専門法曹として、すでに著名な方でした。

しかし、ご自身では「私のようなただの弁護士にとっては、特に専門分野などという洒落たものはない。民法も刑法も何もかも扱うわけだが、そのことは『法律』の正体を見極めるには好都合である。刑法の中にみられるある思想は、民法の中ではどのような現れ方をして、それは女性とどう関わってくるのか、男性中心思想の連携プレーともいうべきものが見えてくるからだ」と、専門法曹との認識はなかった旨述べておられます。

しかし、私には、特定の人権分野についてすべての法体系を総動員して分析するこの視点こそが、展開先端科目群の研究開発そのものと思われてなりません。

1994年から1年8ヶ月、米・ミシガン大学ロースクールでジェンダー法のリサーチ・スカラーを経て、帰国後は現在までの16年間、沼津市の法律事務所所に所属して弁護士業務を再開しておられます。

### 3. 角田先生のジェンダー法学

前述の著作からうけた私の角田流ジェンダー法学についての印象は、女性の人権の視点からジェンダー法学全般の視野に立ちながら、あえて「性暴力」にこだわり続けておられると感じました。その理由は「性暴力」にこそ、この社会の性差別構造が端的に表れているとお考えがあるからだと思われます。

従来、ともすると男性の価値観でつくられてきた公序良俗の視点からの分析が強調されてきた「売買春」「ポルノグラフィー」「強姦」「貞操」といった概念を、女性の人権の視点から問い直しながら、この社会にある性差別構造を暴き出しています。

著作には、沈黙の中に隠されてきた被害と加害の実像に気付かされる記述が随所にあり、正直に申し上げると、人権を論じてきたつもりになっていた自分を恥じ入るばかりでした。

今般ジェンダー法学に入門して感じたのは、法科大学院におけるこの科目の位置づけを選択必修の科目群の中の1科目ではなく、必修科目にすべきではないか、との想いでした。

なお、「性暴力」にこだわり続ける角田先生の姿勢は、私が担当する「医事・生命倫理と法」科目の「総合指導」で、「ハンセン病問題」（感染症による差別）にこだわり続けていることと通じているのではないかと感じました。医療事故や先端医療ばかりが強調されてきた医事法の中で、ハンセン病問題は過去の人権侵害ではないとの想いがあるからです。角田先生のこだわりの深さは私の比ではありませんが……。

また、角田先生のジェンダー法学は、一方で事実立脚した被害回復活動を通して、他方で従来からの立法や法解釈学の誤りを正し「女性差別撤廃条約」（1985年批准）、「育児休業法（現・育児休業・介護休業法）」（1991年制定）、「男女雇用機会均等法」（1999年改正）、「男女共同参画社会基本法」（1999年制定）等々の新たな法政策を展開する中で、形成されてきたものと思います。

法曹実務に立脚し、社会のあり方そのものを変革しようとする活動には、法科大学院における展開先端科目群の実務家教員としてのあるべき方向性が示されています。

この度の定年退職は誠に残念でなりません。しかし、これからも実務家として、研究者として、法曹養成にご尽力頂きたく期待いたしております。